

令和6年3月13日

倉庫をご利用される
寄託者（荷主）の皆様

（一社）日本倉庫協会
（一社）日本冷蔵倉庫協会
国 土 交 通 省

倉庫事業者の円滑な価格転嫁の実現について（お願い）

日頃より、倉庫業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要であり、その際、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠です。

特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要であり、その一環として、令和5年11月29日、内閣官房及び公正取引委員会において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されたところです。

本指針は、労務費の転嫁に係る価格交渉について、「発注者」及び「受注者」それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめたものとなっています。

倉庫事業者の収受する料金（保管料、荷役料、運送料等）には、当然のことながら、人件費やエネルギーコストが含まれていますが、多くの倉庫事業者が適正な労務費を収受できていない実態があり、こうした状況の改善のためには倉庫を利用される寄託者（荷主）の皆様のご理解が欠かせません。

については、すべての倉庫事業者における適正な労務費の収受、ひいてはサプライチェーン全体での適切な価格設定の定着のため、本指針の趣旨を踏まえ、労務費の適切な転嫁について、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【参考】労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（公正取引委員会ホームページ）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231129_roumuhitenka.html